

試験問題（解答時間50分）（100点）

法人税法

問1

以下の申請書又は届出書は、どのような事実が生じた場合に納税地の所轄税務署長に提出が必要となるかを(1)の解答欄の選択肢から選び①～⑦に答えなさい。

また、それぞれの提出期限も(2)の解答欄の選択肢から選び⑧～⑭に答えなさい。なお、語句の複数使用も可とする。 (計14点)

	事実	申請書又は届出書	提出期限
A	青色申告の承認申請書	①	⑧
B	給与支払事務所等の開設届出書	②	⑨
C	棚卸資産の評価方法の届出書	③	⑩
D	減価償却資産の償却方法の届出書	④	⑪
E	減価償却資産の償却方法の変更承認申請書	⑤	⑫
F	事前確定届出給与に関する届出書	⑥	⑬
G	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	⑦	⑭

(1) 申請書または届出書

1. 事前確定届出給与を支給しようとする場合
2. 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を選定しようとする場合
3. 棚卸資産の評価方法を選定しようとする場合
4. 青色申告書によって申告を行っていきたい場合
5. 減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合
6. 減価償却資産の償却方法を選定しようとする場合
7. 給与等の支払事務を取扱う事務所等を開設等した場合
8. 法人を設立した場合
9. 源泉税の納期の特例を受けようとする場合

(2) 提出期限

10. 設立の日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限まで
11. その新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日まで
12. 設立の日から3カ月を経過した日と設立事業年度終了の日のいずれか早い日の前日まで
13. その事務所等を開設等した日から1カ月以内まで
14. 取得日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限まで
15. 役員給与に係る定めに関する決議をする株主総会等の日から1カ月を経過する日とその事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4カ月を経過する日とのいずれか早い日まで
16. 特に期限はないが、提出日の翌月以降に支払う給与から適用される。

問2

次の資料に基づき、設立以来青色申告書を提出する当社の当期（令和7年4月1日から令和8年3月31日）における法人税額の特別控除額を計算しなさい。

なお、計算問題については、計算過程を示して求め、数値を入力しなさい。また、・・・は解答欄の選択肢から選びなさい。（計16点）

- (1) 当社は当期より国内において従事する雇用者に対して給与支給額の増額改定を行っている。
- (2) 上記(1)における給与改定に基づき、当社は租税特別措置法第42条の12の5《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》第2項の適用を受ける予定であり、適用に当たって当期及び過年度における給与等の実績を集計した結果は、次のとおりである。

雇用者給与等支給額	36,120,000円
比較雇用者給与等支給額	27,080,000円
調整雇用者給与等支給増加額	10,952,000円
教育訓練費の額	8,009,200円
比較教育訓練費の額	7,110,000円

- (3) 当期における別表一②欄に記載される法人税額は25,300,000円である。
- (4) 当社は卸売業を営む期末資本金額1億円（株主は全て個人であり、非同族会社に該当する。）の内国普通法人である。
- (5) 当社は当期において「プラチナくるみん認定」を受けている。

〔給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除〕

（単位：円）

(1) 判定

$$\frac{\text{ } - \text{ } }{\text{ }} = \text{ } \geq \text{A} \quad \therefore \text{適用あり}$$

(2) 控除基準額
 ① 控除対象雇用者給与等支給増加額
 (イ) 雇用者給与等支給増加額

$$\text{B} - \text{C} = \text{ }$$

 (ロ) 調整雇用者給与等支給増加額

$$\text{ }$$

 (ハ) (イ) < (ロ) $\therefore \text{D}$

②
$$\text{ } \times (\text{ } + \overset{\text{注1}}{\text{ }} + \overset{\text{注2}}{\text{ }} + \overset{\text{注3}}{\text{ }}) = \text{ }$$

 (注1) (イ) $\geq \text{ } \therefore \text{E}$
 (注2) (イ)
$$\frac{\text{ } - \text{ }}{\text{ }} = \text{ } \geq \text{ }$$

 (ロ)
$$\frac{\text{ }}{\text{ }} = \text{ } \geq \text{ } \therefore \text{F}$$

 (注3) プラチナくるみん認定 $\therefore \text{G}$

(3) 税額基準額

$$\text{ } \times \text{ } = \text{ }$$

(4)
$$\text{ } < \text{ } \therefore \text{H}$$

問3

税法上の交際費等の損金不算入額の支出交際費の意義について、次の文の から に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。(計13点)

(1) 交際費等とは、交際費、 費、機密費、 の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他 に関係のある者等に対する 、、 その他これらに類する行為（以下「接待等」という。）をいい、接待飲食費とは、交際費等のうち その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）であって、一定の定めにより明らかにされているものをいう。

ただし、専ら従業員の のために行われる運動会等のために 費用、カレンダーその他これらに類する物品の 費用、、取材費等で 費用、飲食費その他これに類する行為のために要する費用で、1人当たりの支出額が 円以下のものは除かれる。

(2) 1人当たりの支出額が 円以下のものについて、交際費から除かれるためには、その飲食等のあった 、その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称及び 、その飲食等に参加した者の 、その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地、その他参考となるべき事項を記載した書類を していることが必要である。

1. その関係	2. 事業	3. 通常要しない	4. 会議費
5. 飲食	6. 接待	7. 保存	8. 贈答
9. 慰安			
10. 通常要する	11. その他	12. 10,000	13. 数
14. 5,000			
15. 時間	16. 年月日		

問4

次の資料に基づき、当社の当期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）における税務調整すべき金額について、計算過程を示して求め、数値を入力しなさい。なお、 A B は解答欄の選択肢から選びなさい。

なお、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなるように計算しなさい。（計10点）

(1) 当期における減価償却資産の償却状況等は、次のとおりである。

種類	取得価額	当期償却費 (損金経理)	期末帳簿 価額	耐用年数	備考
器具備品（電子計算機）	2,917,200円	2,917,200円	0円	5年	(注1)
器具備品（応接セット）	220,000円	220,000円	0円	8年	(注2)

(注1) 電子計算機の取得価額は、当期の12月14日に単価265,200円のを11個取得し、直ちに事業の用に供したものの合計額である。

(注2) 応接セットは当期の2月17日に取得したものであり、同日より事業の用に供している。

(2) 償却率は次のとおりである。

耐用年数	5年	8年
定額法	0.200	0.125
定率法	0.400	0.250
保証率	0.10800	0.07909

(3) 当社は当期末資本金1億円の青色申告法人（株主は全て個人である。）であり、減価償却資産の償却方法につき選定の届出をしていない。

〔減価償却〕

(単位：円)

(1) 器具備品（電子計算機）

① 265,200 A

② $265,200 \times 11 = 2,917,200$ B $\times \frac{\text{}}{12} = \text{ C}$ \therefore

(2) 器具備品（応接セット）

① 判定

(イ) 償却額

\times =

(ロ) 保証額

\times =

(ハ) \geq \therefore

② 償却限度額

\times $\times \frac{\text{D}}{\text{}}$ =

③ 償却超過額

- = E

問5

内国法人である南北株式会社（以下「当社」という。）は、スポーツ用品の製造業を営む普通法人である。当社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの当期の所得の金額等の計算に必要な事項は、下記〈資料〉のとおりである。これに基づいて、当期の確定申告書に記載すべき課税標準である所得の金額、差引翌期首現在利益積立金額について、計算過程を示して求め、数値を入力しなさい。

解答に当たっては、次の事項を前提として計算しなさい。 (計47点)

- (1) 税法上適用される方法が2以上ある事項については、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなる方法によるものとする。
- (2) 当社は、設立第1期から当期まで引き続き青色申告書を提出しており、かつ、必要な申告の記載及び証明書類の添付等の手続は、全て適法に行うものとする。
- (3) 当社は、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等に該当する。
- (4) 消費税及び税効果会計については一切考慮する必要はない。また、補足すべき事項がある場合には、それを明記して解答するものとする。
- (5) この問題中以外の事項については、計算上考慮しなくてよい。

〈資料〉

一、株主資本等変動計算書に関する事項

株主資本等変動計算書
(自令和7年4月1日 至令和8年3月31日) (単位：円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資本剰余金 資本準備金	利 益 剰 余 金 利益準備金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	40,000,000	5,000,000	3,600,000	21,944,611	70,544,611
当期変動額					
剰余金の配当			200,000	△2,200,000	△2,000,000
当期純利益				51,509,527	51,509,527
当期末残高	40,000,000	5,000,000	3,800,000	71,254,138	120,054,138

二、所得の金額等に関する事項

(1) 租税公課に関する事項

- ① 当期分の確定申告により納付することとなる法人税（地方法人税を含む。）、事業税、住民税の見込額の合計額13,300,000円を納税充当金として当期の費用に計上している。
- ② 当期中に納付した前期分の確定申告に係る住民税200,000円については、前期に費用に計上した納税充当金200,000円を取り崩す経理を行っている。
- ③ 当期中に次の還付を受け、前期に計上した未収還付法人税等を取り崩している。

(イ) 前期中間申告分の法人税	6,691,800円
(ロ) 前期中間申告分の事業税	2,132,200円
(ハ) 前期中間申告分の住民税	1,609,400円
- ④ 次の租税については、当期の費用に計上している。

(イ) 固定資産税	460,000円
(ロ) 印紙税	50,000円（過怠税6,000円を含む。）
(ハ) 業務中に課された交通反則金	15,000円
(ニ) その他損金となる租税	140,000円

(2) 貸倒引当金に関する事項

- ① 当社の近年における税務上の貸倒引当金の対象となる一括評価金銭債権の額の状況、貸倒損失の発生状況及び原則法による実質的に債権とみられないものの額の状況は次のとおりである。

事業年度	一括評価金銭債権の額	貸倒損失額	原則法による実質的に債権とみられないものの額
平成27.4.1～平成28.3.31	263,000,000円	1,000,000円	5,550,000円
平成28.4.1～平成29.3.31	253,300,000円	1,200,000円	5,600,000円
令和4.4.1～令和5.3.31	253,500,000円	1,300,000円	5,400,000円
令和5.4.1～令和6.3.31	263,500,000円	1,220,000円	5,530,000円
令和6.4.1～令和7.3.31	206,000,000円	1,650,000円	5,100,000円
令和7.4.1～令和8.3.31	(注) 326,000,000円	1,500,000円	各自算定

(注) 甲社に対する貸付金6,000,000円が含まれており、同社から営業保証金5,000,000円を受け入れている。

- ② 前期の貸借対照表に計上されていた貸倒引当金勘定の金額は2,861,310円（うち繰入超過額200,000円）であり、当社は当期末において損金経理により貸倒引当金勘定に3,500,000円繰り入れている。

(3) 保険に関する事項

- ① 当社は、使用人の全員を被保険者とする定期保険に加入しており、当期において保険料2,400,000円を支払い当期の費用に計上している。

なお、死亡保険金の受取人は当社である。

- ② 当社は、使用人の全員を被保険者とする定期付養老保険に加入しており、当期において保険料4,150,000円（養老保険分3,200,000円、定期保険分950,000円）を支払い当期の費用に計上している。

なお、保険金の受取人は、死亡保険金は被保険者の遺族、生存保険金は当社である。

(4) 欠損金の繰越しに関する事項

- 当社は、法人税法第57条《欠損金の繰越し》第1項の適用がある欠損金額が10,000,000円ある。

1. 計算過程

(単位：円)

[租税公課]

(納税充当金から支出した事業税等の額)

$$\square - \square = \square$$

[貸倒引当金]

(単位：円)

(1) 繰入限度額

① 実績基準額

(イ) 一括評価金銭債権の額 \square

(ロ) \square (イ) \times \square (注) = \square A

(注) $\frac{(\square + \square + \square) \times \frac{12}{36}}{(\square + \square + \square) \div 3} = \square \dots \rightarrow \square$ (小数点以下4位未満切上)

② 法定基準額

(イ) 一括評価金銭債権の額 \square

(ロ) 実質的に債権とみられないものの額

① 原則法 (甲社) $\square > \square \therefore \square$ B

② 簡便法

(a) 控除割合

$$\frac{\square + \square}{\square + \square} = \square \dots \rightarrow \square \text{ (小数点以下3位未満切捨)}$$

(b) 控除額

$$\square \times \square = \square$$
 C

③ \square (イ) $<$ \square (ロ) $\therefore \square$

(ハ) $\{\square$ (イ) $- \square$ (ロ) $\} \times \frac{\square}{1,000} = \square$ E

④ $\square < \square \therefore \square$

(2) 繰入超過額

$$\square - \square \text{ F} = \square$$

保険

$$\square \text{ S} \times \frac{\square}{\square \text{ T}} = \square$$

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

事業年度	7・4・1 8・3・31	法人名	南北株式会社
------	-----------------	-----	--------

別表四(簡易様式) 令六四・二以後終了事業年度分

御 注 意	区 分	総 額	処 分			
			留 保		社 外 流 出	
			①	②	③	
2	1	当期利益又は当期欠損の額	G		配 当 H	その 他
加	2	損金経理をした法人税及び地方 法人税(附帯税を除く。)				
	3	損金経理をした道府県民税及 び市町村民税				
	4	損金経理をした納税充当金	I			
	5	損金経理をした附帯税(利子税を除く。) 加算金、延滞金(延滞分を除く。) 及び過怠税	J			その 他
	6	減価償却の償却超過額				
	7	役員給与の損金不算入額				その 他
	8	交際費等の損金不算入額				その 他
	9	通算法人に係る加算額 (別表四付表「5」)				外 ※
	10	還 付 仮 払 事 業 税				
		損 金 計 上 罰 金 等				
		貸 倒 引 当 金 繰 入 超 過 額				
	保 険 料 積 立 金 計 上 も れ					
	小 計	11			外 ※	
減	12	減価償却超過額の当期認容額				
	13	納税充当金から支出した事業 税等の金額				
	14	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「5」)				※
	15	外国子会社から受ける剰余金の配当 等の益金不算入額(別表八(二)「26」)				※
	16	受贈益の益金不算入額				※
	17	適格現物分配に係る益金不算入額				※
	18	法人税等の中間納付額及び 過誤納に係る還付金額				
	19	所得税額等及び欠損金の 繰戻しによる還付金額等				※
	20	通算法人に係る減算額 (別表四付表「10」)				※
	21	貸倒引当金繰入超過額認容	K			
		小 計	22			外 ※
	仮 計 (1)+(11)-(22)	23			外 ※	
	対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七(二)「29」又は「34」)	24			その 他	
	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「10」)	25	△		※	△
	仮 計 (23)から(25)までの計	26			外 ※	
	寄附金の損金不算入額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27			その 他	
	法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6」の③)	29			その 他	
	税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)「7」)	30			その 他	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係 社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(五)「5」の②)+(別表十七(三)「6」)	31			その 他	
	合 計 (26)+(27)+(29)+(30)+(31)	34			外 ※	
	中間申告における繰戻しによる還付に 係る災害損失欠損金額の益金算入額	37			※	
	非適格合併又は残余財産の全部分配等による 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			※	
	差 引 額 (34)+(37)+(38)	39			外 ※	
	更生欠損金又は民事再生等手続開始が行われる場合の 再生等欠損金の損金算入額(別表七(三)「9」又は「21」)	40	△		※	△
	通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象 所得金額の益金算入額(別表七(二)「5」又は「11」)	41			※	
	差 引 額 (39)+(40)±(41)	43			外 ※	
	欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七(一)「4」の計)+(別表七(四)「10」)	44	△	L	※	△
	総 計 (43)+(44)	45			外 ※	
	残余財産の確定の日の属する事業年度に係る 事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	△		
	所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	52	M		外 ※	

沖繩の認定法人の課税の特例等の規定の適用を受ける法人にあっては、別様式による別表四を御使用ください。
「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになります。

利益積立金額の計算に関する明細書

(単位：円)

区 分	期 首 現 在	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利益積立金額
	利益積立金額	減	増	
	①	②	③	
利 益 準 備 金	3,600,000		<input type="text"/>	<input type="text" value="N"/>
還 付 仮 払 事 業 税	△2,132,200	<input type="text"/>		
貸倒引当金繰入超過額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text" value="O"/>
保険料積立金計上もれ			<input type="text"/>	<input type="text" value="P"/>
繰 越 損 益 金	21,944,611	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text" value="Q"/>
納 税 充 当 金	200,000	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text" value="R"/>

【令和7年度巡回監査士補試験】 法人税法

問題番号	解答欄	模範解答
第1問	①	4. 青色申告書によって申告を行っていき たい場合
第1問	②	7. 給与等の支払事務を取扱う事務所等 を開設等した場合
第1問	③	3. 棚卸資産の評価方法を選定しようと する場合
第1問	④	6. 減価償却資産の償却方法を選定しよ うとする場合
第1問	⑤	5. 減価償却資産の償却方法を変更しよ うとする場合
第1問	⑥	1. 事前確定届出給与を支給しようとす る場合
第1問	⑦	9. 源泉税の納期の特例を受けようとす る場合
第1問	⑧	12. 設立の日から3カ月を経過した日と設 立事業年度終了の日のいずれか早い…
第1問	⑨	13. その事務所等を開設等した日から1カ 月以内まで
第1問	⑩	10. 設立の日の属する事業年度に係る確 定申告書の提出期限まで
第1問	⑪	10. 設立の日の属する事業年度に係る確 定申告書の提出期限まで
第1問	⑫	11. その新たな償却方法を採用しようと する事業年度開始の日の前日まで
第1問	⑬	15. 役員給与に係る定めに関する決議を する株主総会等の日から1カ月を経過…
第1問	⑭	16. 特に期限はないが、提出日の翌月以 降に支払う給与から適用される。
第2問	A	1.5%
第2問	B	36,120,000
第2問	C	27,080,000
第2問	D	9,040,000
第2問	E	15%
第2問	F	10%
第2問	G	5%
第2問	H	4,068,000
第3問	A	6. 接待
第3問	B	11. その他
第3問	C	2. 事業
第3問	D	9. 慰安
第3問	E	8. 贈答
第3問	F	5. 飲食
第3問	G	10. 通常要する
第3問	H	4. 会議費
第3問	I	12. 10,000
第3問	J	16. 年月日
第3問	K	1. その関係
第3問	L	13. 数
第3問	M	7. 保存

問題番号	解答欄	模範解答
第4問	A	<
第4問	B	≤
第4問	C	3,000,000
第4問	D	2
第4問	E	210,834
第5問	A	1,890,800
第5問	B	5,000,000
第5問	C	6,846,000
第5問	D	8
第5問	E	2,568,000
第5問	F	2,568,000
第5問	G	51,509,527
第5問	H	2,000,000
第5問	I	13,300,000
第5問	J	6,000
第5問	K	200,000
第5問	L	10,000,000
第5問	M	59,294,727
第5問	N	3,800,000
第5問	O	932,000
第5問	P	1,600,000
第5問	Q	71,254,138
第5問	R	13,300,000
第5問	S	3,200,000
第5問	T	2